

園芸施設共済の補償が拡充されました【H27. 2～】

農業共済制度は、農業災害補償法に基づいて、掛金の約半分を国が負担する公的保険制度です。

不慮の災害によって受ける損失を補てんし、農業経営の安定を図ることを目的に運用されています。

平成27年2月1日からの制度改正により、自然災害などで被災した園芸施設について、これまで再建には不十分だった補償内容が大きく見直されました。主な見直しは、次の3点です。【裏面参照】

①時価ベースの補償の拡充

- ・ 耐用年数の見直し ⇒ パイプハウスの場合、5年から10年に延長
- ・ 耐用年数経過後の残存価額を、20%から50%に引き上げ

《留意事項》

- ・ 大幅な補償拡充により、農家掛金等が約2倍に上がります。(設置経過年数によって異なります)
- ・ 1棟全体の評価額が高くなりますが、ビニールの評価額は変わらないため相対的にビニールの価値が下がります。そのためビニールだけの被害の場合、免責になる(共済金が支払われなくなる)割合が高くなります。

②農家選択による補償の追加(復旧費用)

①の時価補償額に加えて更に大きな補償が追加可能 (共済金は補償額の8割が上限)

- ・ 耐用年数内の施設は、再建築価額の100%まで補償
- ・ 耐用年数経過後の施設は、再建築価額の75%まで補償

《留意事項》

- ・ 追加補償分の共済掛金は、国の半額負担は無く全額農家負担となります。
- ・ 追加補償分の共済金は、施設本体を復旧した場合にお支払いいたします。
- ・ 復旧計画書及び復旧に係る領収書もしくは請求書の提出が必要です。
- ・ ①と同様に1棟全体の評価額が更に高くなり、ビニールだけの被害の場合には、免責になる(共済金が支払われなくなる)割合が高くなります。

③撤去費用の対象施設の拡充

現在、撤去費用の対象となっていないパイプハウスも対象施設に追加 (農家選択)

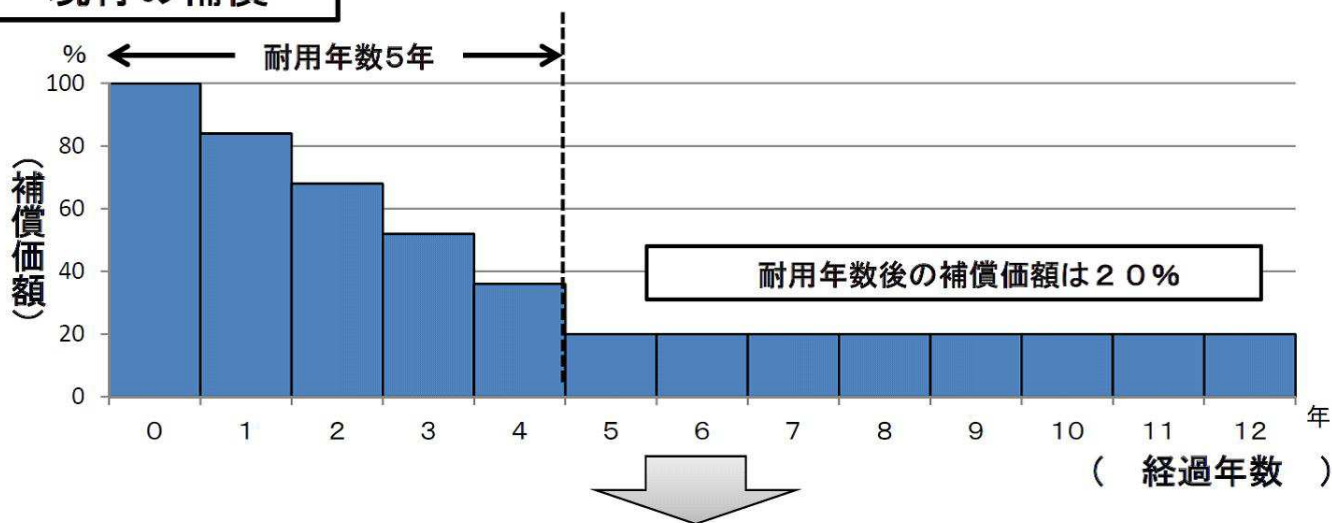
《留意事項》

- ・ 支払対象となるのは、ハウス本体の損害割合が50%以上、もしくは撤去費用が100万円を超える場合です。
- ・ 撤去に係る領収書もしくは請求書の提出が必要です。
- ・ ①と同様に1棟全体の評価額が更に高くなり、ビニールだけの被害の場合には、免責になる(共済金が支払われなくなる)割合が高くなります。

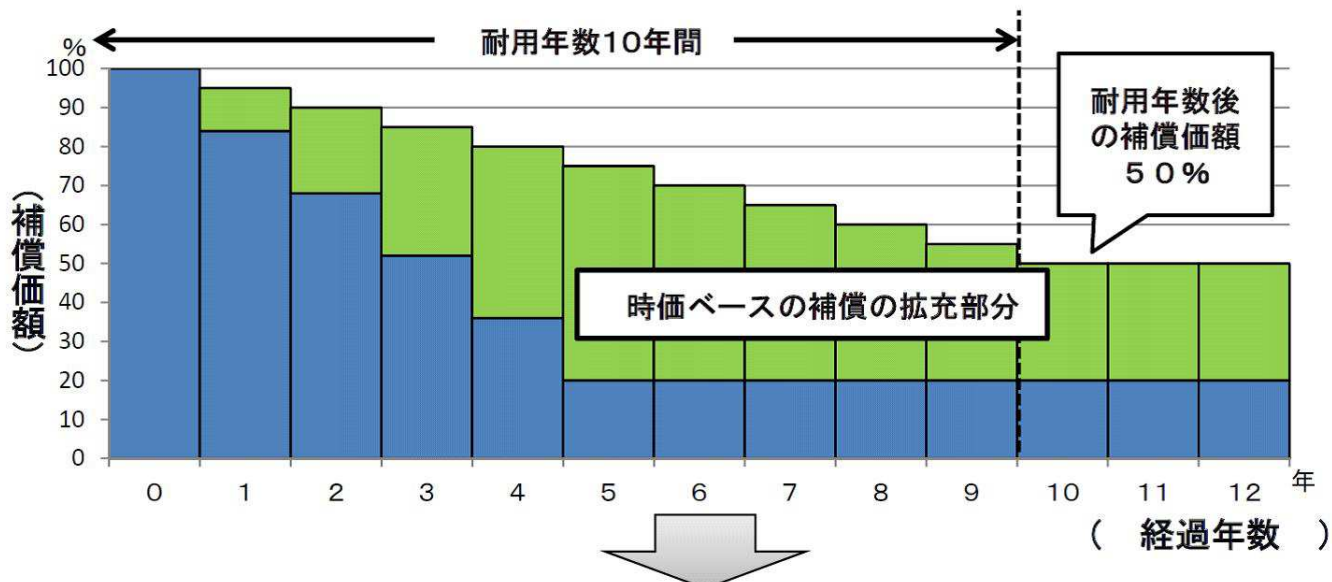
〈パイプハウスの場合〉

注：共済金は補償価額の8割が上限

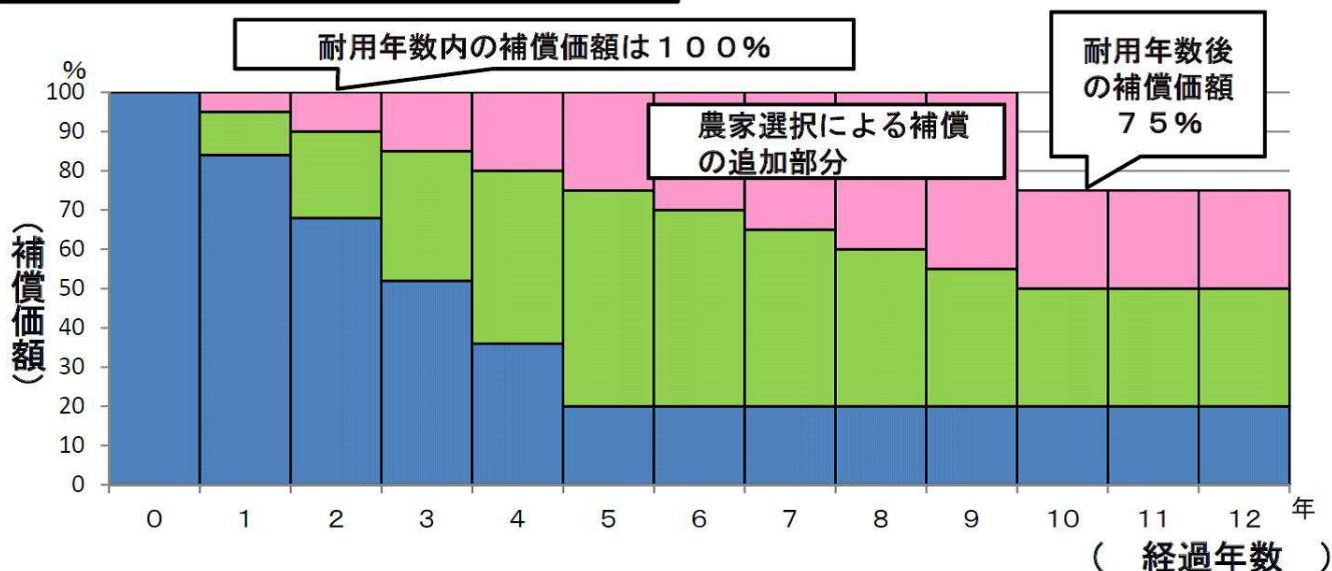
現行の補償



1. 時価ベースの補償の拡充 (耐用年数の見直しと補償価額の引上げ)



2. 農家選択による補償の追加



園芸施設共済に係る補償内容の試算例【雨よけパイプハウス(プラスチックハウスⅥ類)】

＜東 濃＞

(試算前提) パイプハウス(雨よけ)、216㎡、7か月設置、被覆材は新品

①本体の再建築価額 388,000円(1,800円/㎡) ②被覆材再取得価額 39,000円(139円/㎡)、2年目の被覆の場合は時価額 19,000円

③共済掛金率の時価部分 4.66%(1/2の国庫負担あり)、復旧部分 1.637%(国庫負担なし)

※被覆材の補償は制度改正前と変更なし (139円/㎡) (自然消耗割合 0~37%)

	設置してから6年目(5年経過)の施設 (従来の耐用年数の最終年の場合)			設置してから11年目(10年経過)の施設 (拡充後の耐用年数経過後の場合)		
	現 行 【時価現有率 20%】	改 正 後 【時価現有率 75%】		現 行 【時価現有率20%】	改 正 後 【時価現有率 50%】	
		時価ベース補償の 引上げ後	農家選択での 復旧費用追加		時価ベース補償の 引上げ後	農家選択での 復旧費用追加
共 済 価 額	116,000	330,000	427,000	116,000	233,000	330,000
うち本体	77,000	291,000	388,000	77,000	194,000	291,000
うち被覆材	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
共済金額(共済価額の80%)	92,000	264,000	341,000	92,000	186,000	264,000
共済掛金等(農家負担)	1,397	4,010	5,394	1,397	2,826	4,209
※3万円または価額の1割	11,600	30,000	30,000	11,600	23,300	30,000
共済金(全損の場合)	92,000	264,000	341,000	92,000	186,000	264,000
被覆材の損害額(半損)	19,500			19,500		
共済金(被覆材半損)	15,600	—	—	15,600	—	—

※損害額が3万円または共済価額の1割のいずれが少ない額を超える場合に共済事故の対象となります。